

函館市亀田交流プラザ条例施行規則（平成31年3月22日教育委員会規則第4号）

最終改正:

改正内容:平成31年3月22日教育委員会規則第4号

○函館市亀田交流プラザ条例施行規則

平成31年3月22日教育委員会規則第4号

函館市亀田交流プラザ条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、函館市亀田交流プラザ条例（平成31年函館市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（開館時間および休館日）

第2条 函館市亀田交流プラザ（以下「プラザ」という。）（ふれあいホールを除く。）の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、函館市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、変更することができる。

2 プラザ（ふれあいホールに限る。）の開館時間は、午前8時15分から午後10時30分までとする。ただし、委員会が必要と認めるときは、変更することができる。

3 プラザの休館日は、1月1日から1月3日までの日および12月29日から12月31日までの日とする。ただし、委員会が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館することができる。

（使用許可の申請）

第3条 条例第6条第1項の許可（シャワー室の使用の許可を除く。）を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書を委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、プラザの施設を使用しようとする日（以下「使用日」という。）の6月前の日の属する月の初日から使用日の当日までにしなければならない。ただし、委員会が特に認めるときは、この限りでない。

3 条例第6条第1項の許可（シャワー室の使用の許可に限る。）を受けようとする者は、シャワー室の使用に係る使用料を添えて、委員会に申請しなければならない。

（使用の許可等）

第4条 委員会は、前条第1項の申請があった場合において、使用を許可したときは別記第2号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、使用を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（許可書の提示）

第5条 前条の許可書の交付を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該許可書（次条第2項の許可書の交付を受けた場合にあつては、当該許可書を含む。）をその許可に係るプラザの施設を使用する際常に携帯し、プラザの係員からの求めに応じ、これを提示しなければならない。

（変更許可の申請等）

第6条 使用者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、別記第4号様式の申請書により委員会に申請し、許可を受けなければならない。

2 委員会は、第1項の申請があった場合において、変更を許可したときは別記第5号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、変更を許可しないときは別記第3号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用中止の届出）

第7条 使用者は、プラザの施設の使用を中止しようとするときは、別記第6号様式の届出書により委員会に届け出なければならない。

（使用料の後納）

第8条 条例第9条第3項の市長が特に認めるときは、国、地方公共団体その他これらに準ずる者に使用させるときとする。

2 前項の者は、使用料を後納しようとするときは、別記第7号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、後納の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の減免）

第9条 条例第9条第4項の規定により使用料の減免を受けようとする者は、別記第8号様式の申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、減免の可否を決定し、別記第9号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

（使用料の還付）

第10条 条例第11条ただし書の市長が特別の理由があると認める場合とは、次の各号に掲げる場合とし、還付する額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 災害その他使用者の責めに帰することができない理由により使用できなくなった場合 既納の使用料の全額
 - (2) その他特別な理由により市長が還付する必要があると認める場合既納の使用料の全部または一部の額
- 2 使用料の還付を受けようとする者は、別記第10号様式の申請書により市長に申請しなければならない。
 - 3 市長は、前項の申請があったときは、還付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。
(特別設備等の申請等)

第11条 条例第12条の許可を受けようとする者は、別記第11号様式の申請書により委員会に申請しなければならない。

- 2 委員会は、前項の申請があった場合において、特別の設備等を許可したときは別記第12号様式の許可書を当該申請をした者に交付し、特別の設備等を許可しないときは別記第13号様式の通知書により当該申請をした者に通知するものとする。
(催物のプログラムの提出)

第12条 使用者は、プラザを鑑賞会、講演会、講習会その他これらに類する催物のために使用する場合は、事前にそのプログラムを定め、委員会に提出しなければならない。
(使用者の遵守事項)

第13条 使用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 危険物等を持ち込まないこと。
- (2) 所定の場所以外で、火気を使用し、または飲食しないこと。
- (3) プラザおよびその敷地内で喫煙しないこと。
- (4) 入場者の安全確保の措置を講じること。
- (5) プラザおよびその敷地内の秩序を維持するため必要な会場責任者および整理員を置くこと。
- (6) 附属設備等を適切に取り扱い、許可を受けたもの以外のものを使用し、または移動しないこと。
- (7) プラザおよびその施設内で、許可なく看板、ポスター等の掲示等をしないこと。
- (8) プラザの清潔を保つこと。
- (9) その他プラザの係員の指示に従うこと。

(入場者の遵守事項)

第14条 入場者(前条に規定する者を除く。)は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所以外で、火気を使用し、または飲食しないこと。
- (2) プラザおよびその敷地内で喫煙しないこと。
- (3) 広告物の掲示および配布をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑をかけないこと。
- (5) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (6) プラザの清潔を保つこと。
- (7) その他プラザの係員の指示に従うこと。

(立入り)

第15条 使用者は、係員がプラザの管理のため使用している施設に立ち入るときは、これを拒むことができない。

(損傷等の届出等)

第16条 使用者は、建物および附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、別記第14号様式の届出書により委員会に届け出て、その指示を受けなければならない。

(使用後の点検)

第17条 使用者は、プラザの施設の使用を終えたときは、直ちにプラザの係員にその旨を申し出て、点検を受けなければならない。

(指定管理者に管理を行わせる場合の読替え)

第18条 指定管理者に条例第18条第2項の業務を行わせる場合における第3条、第4条、第6条、第7条、第11条、第12条および第16条の規定の適用については、これらの規定中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「別記第1号様式の」とあるのは「別記第1号様式に準じて指定管理者が定める」と、第4条中「別記第2号様式の」とあるのは「別記第2号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条および第6条第2項中「別記第3号様式の」とあるのは「別記第3号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第1項中「別記第4号様式の」とあるのは「別記第4号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第2項中「別記第5号様式の」とあるのは「別記第5号様式に準じて指定管理者が定める」と、第7条中「別記第6号様式の」とあるのは「別記第6号様式に準じて指定管理者が定める」と、第11条第1項中「別記第11号様式の」とあるのは「別記第11号様式に準じて指定管理者が定める」と、同条第2項中「別記第12号様式の」とあるのは「別記第12号様式に準じて指定管理者が定める」と、「別記第13号様式の」とあるのは「別記第13号様式に準じて指定管理者が定める」と、第16条中「別記第14号様式の」とあるのは「別記第14号様式に準じて指定管理者が定める」とする。

(教育長への委任)

第19条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成32年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第3条関係)

函館市亀田交流プラザ使用許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所 (法人等にあつては、主たる
事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり函館市亀田交流プラザの施設を使用したいので申請します。

使用目的				
使用施設等	使用日・期間	時間区分	使用人数	使用料
講 堂 1		午前・午後・夜間	人	円
講 堂 2		午前・午後・夜間	人	円
体 育 室		午前・午後・夜間	人	円
大会議室 1		午前・午後・夜間	人	円
大会議室 2		午前・午後・夜間	人	円
大会議室 3		午前・午後・夜間	人	円
小会議室 1		午前・午後・夜間	人	円
小会議室 2		午前・午後・夜間	人	円
小会議室 3		午前・午後・夜間	人	円
小会議室 4		午前・午後・夜間	人	円
研 修 室 1		午前・午後・夜間	人	円
研 修 室 2		午前・午後・夜間	人	円
交 流 集 会 室		午前・午後・夜間	人	円

子ども体育室		午前・午後・夜間	人	円
商品の宣伝，展示，販売等営利目的としての使用の有無				有 ・ 無
附属設備等使用料				円
使用料合計				円
使用責任者氏名		(電話局番)		
備考				

- 注 1 太線内は，記入しないでください。
- 2 時間区分欄および商品の宣伝，展示，販売等営利目的としての使用の有無欄は，該当するものを○で囲んでください。

別記第2号様式(第4条関係)

函館市亀田交流プラザ使用許可書

許可番号 第 号

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市亀田交流プラザの施設の使用については、次のとおり許可します。

使用目的				
使用施設等	使用日・期間	時間区分	使用人数	使用料
講 堂 1		午前・午後・夜間	人	円
講 堂 2		午前・午後・夜間	人	円
体 育 室		午前・午後・夜間	人	円
大会議室 1		午前・午後・夜間	人	円
大会議室 2		午前・午後・夜間	人	円
大会議室 3		午前・午後・夜間	人	円
小会議室 1		午前・午後・夜間	人	円
小会議室 2		午前・午後・夜間	人	円
小会議室 3		午前・午後・夜間	人	円
小会議室 4		午前・午後・夜間	人	円
研 修 室 1		午前・午後・夜間	人	円
研 修 室 2		午前・午後・夜間	人	円
交流集会室		午前・午後・夜間	人	円
子ども体育室		午前・午後・夜間	人	円

商品の貸付、展示、販売等営利目的としての使用の有無 有、無

同項の金額、歳入、歳出等百利百得としての使用の有無		円
附属設備等使用料		円
使用料合計		円
使用責任者氏名	(電話局番)	
備考		

別記第3号様式（第4条、第6条関係）

函館市亀田交流プラザ使用（変更）不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市亀田交流プラザの施設の使用（許可事項の変更）については、次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する

ことができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式（第6条関係）

函館市亀田交流プラザ使用変更許可申請書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所 (法人等にあつては、主たる
事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり函館市亀田交流プラザの施設の使用の許可を受けた事項を変更したいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
変 更 事 項	
変 更 内 容	変 更 前
	変 更 後
変 更 理 由	

添付書類

使用許可書

別記第5号様式（第6条関係）

函館市亀田交流プラザ使用変更許可書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった許可事項の変更を次のとおり許可します。

使用許可の年月日 および許可番号		年 月 日 第 号
変更事項		
変更内容	変更前	
	変更後	
変更理由		

別記第6号様式（第7条関係）

函館市亀田交流プラザ使用中止届出書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所 (法人等にあつては、主たる
事務所の所在地)

届出者 氏名 (法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり函館市亀田交流プラザの施設の使用を中止したいので届け出ます。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
附属設備等の 使用の有無	有 ・ 無
中止 内容	使用日・期間
	使用施設
中止理由	

添付書類

1 使用許可書

2 許可事項の変更の許可を受けた場合にあっては、使用変更許可書

注 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第7号様式（第8条関係）

函館市亀田交流プラザ使用料後納申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる
事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり使用料を後納したいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用日・期間	
使用施設	
附属設備等の 使用の有無	有 ・ 無
使用料の額	円

注 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第8号様式（第9条関係）

函館市亀田交流プラザ使用料減免申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる
事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用日・期間	
使用施設	
附属設備等の 使用の有無	有 ・ 無
使用料の額	円

減免を受けよう とする金額	円
減免を受けよう とする理由	

注 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第9号様式（第9条関係）

函館市亀田交流プラザ使用料減免承認（却下）決定通知書

年 月 日

様

函館市長

印

年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、次のとおり決定したので通知します。

1 承認

- (1) 減免前の使用料の額
- (2) 減免する金額
- (3) 減免後の使用料の額

2 却下

理由

（却下の場合は、この処分について不服がある場合における救済の方法ならびに取消訴訟を行う場合の被告とすべき者および出訴期間を記載した文書を添付すること。）

別記第10号様式（第10条関係）

函館市亀田交流プラザ使用料還付申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 (法人等にあつては、主たる
事務所の所在地)

申請者 氏名 (法人等にあつては、その名
称および代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり使用料の還付を受けたいので申請します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用日・期間	
使用施設	
附属設備等の 使用の有無	有 ・ 無
還付を受けようと する理由	

添付書類

- 1 使用許可書
- 2 許可事項の変更の許可を受けた場合にあっては、使用変更許可書

注 附属設備等の使用の有無欄は、該当するものを○で囲んでください。

別記第11号様式（第11条関係）

函館市亀田交流プラザ特別設備設置等許可書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市亀田交流プラザの施設の特別の設備の設置（既存の設備の変更）については、次のとおり許可します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
設置（変更）目的	
使用日・期間	
使用施設	
設置（変更）日時	年 月 日 時 分
原状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置（既存の設備の変更）の内容	

別記第12号様式（第11条関係）

函館市亀田交流プラザ特別設備設置等許可書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市亀田交流プラザの施設の特別の設備の設置（既存の設備の変更）については、次のとおり許可します。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
設置（変更）目的	
使用日・期間	
使用施設	
設置（変更）日時	年 月 日 時 分
原状に回復する日時	年 月 日 時 分
特別の設備の設置（既存の設備の変更）の内容	

別記第13号様式(第11条関係)

函館市亀田交流プラザ特別設備設置等不許可決定通知書

年 月 日

様

函館市教育委員会 印

年 月 日付けで申請のあった函館市亀田交流プラザの施設の特別の設備の設置（既存の設備の変更）については，次の理由により許可しないことと決定したので通知します。

理由

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また，この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に，函館市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。），処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても，処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起する

ことができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第14号様式（第16条関係）

函館市亀田交流プラザ損傷（汚損，滅失）届出書

年 月 日

函館市教育委員会 様

住所 (法人等にあつては，主たる
事務所の所在地)

届出者 氏名 (法人等にあつては，その名
称および代表者の氏名)

電話 局 番

次のとおり損傷（汚損，滅失）したので届け出ます。

使用許可の年月日 および許可番号	年 月 日 第 号
使用目的	
使用施設	
使用責任者氏名	(電話 局 番)
損傷等の日時	年 月 日 時 分
損傷等をした 箇所または物件	

損傷等の内容 または程度	
損傷等の理由	